

## 上田市地域防災計画の見直し概要について

## 1 地域防災計画の見直し方針

未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、現在の計画では対応しきれないことが明らかになりました。国の防災基本計画や長野県地域防災計画の修正内容のほか、平成22年夏季の豪雨災害などにおける課題も踏まえて、市民、事業所、防災関係機関及び行政が連携して減災への取組みを強めるために、平成19年以来の見直しを行うものです。今後においても、国や県の動向、地域の状況の変化などを捉え、随時見直しを進めるものとします。

## 2 現行の地域防災計画の課題

項目	課題
1 災害対策本部体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害対策本部の設置順位について</li> <li>② 避難場所に対応する職員体制の構築</li> <li>③ 職員の応急活動計画等の整備</li> </ul>
2 避難場所開設・運営体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 広域避難場所開設のあり方について</li> <li>② 避難場所の円滑な運営（要援護者や男女双方の視点など）</li> <li>③ 在宅避難者等の把握と対応</li> <li>④ 広域的な避難を要する場合の活動</li> <li>⑤ 応急仮設住宅等の確保</li> </ul>
3 大規模災害時の活動体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 広域的な応援に対する受け入れ</li> <li>② 長野県内市町村災害時相互応援協定に基づく連携強化</li> <li>③ 帰宅困難者の対策</li> <li>④ 災害廃棄物の仮設置場の確保、処分方法</li> </ul>
4 原子力災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 原子力災害への対応</li> </ul>
5 その他事項の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務継続性の確保</li> <li>② 孤立地域対策</li> <li>③ 観光地の災害対策</li> <li>④ 男女共同参画の視点による防災対策</li> <li>⑤ 被災者等への的確な情報提供</li> <li>⑥ 義援金等の配分決定の体制</li> <li>⑦ 自主防災組織、消防団の育成と活性化方策</li> <li>⑧ 総合的な被災者相談窓口の設置</li> <li>⑨ 医療機関との連携体制の強化</li> </ul>

### 3 地域防災計画の見直しスケジュール

	<b>防災会議</b> 会長：市長 委員 43人	<b>防災会議                      専門委員会</b> 委員長：総務部長 委員 18人	<b>庁内策定委員会</b> 委員長：危機管理防災課長 委員 31人
	地域防災計画の策定	地域防災計画の 原案作成	地域防災計画の 素案作成
H24 6月			第1回委員会 (課題の検討)
7月			第2回委員会 (素案作成)
8月		第1回委員会 (素案の検討・修正) (原案の検討)	第3回委員会 (文書会議)
9月			
10月			
11月	第1回会議 (原案の検討・修正)		第4回委員会 (文書会議)
12月			
H25 1月		第2回委員会 (最終原案の検討)	
2月	パブリックコメントの募集		
3月	第2回会議 (最終原案の検討・了承)		

# 1 災害対策本部体制の見直しについて

災害発生直後から迅速な対応が図れるように、職員の応急活動計画の整備を進めるとともに、防災訓練等を通じて防災計画が有効に機能するか検証し、得られた課題を踏まえて、計画を随時修正し、災害対策本部機能の強化を図るものとします。

## (1) 災害対策本部の設置順位の見直し

災害時に本庁舎が使用不能となった場合に備え、予備施設を設けて設置順位を定めていますが、施設の耐震化等を考慮し、設置順位を見直します。

### 【参照】

上田市地域防災計画（震災対策編）P103

対策本部の設置場所

### 【現行の地域防災計画での設置順位】

第1順位	第2順位	第3順位
消防会館	丸子地域自治センター	真田地域自治センター

### 【予備施設の状況】

	耐震化	市役所近傍	非常用電源	無線機	テレビ/FAX	その他・特記
消防会館	×	○		副統制	○	広域移管
丸子自治セ	×		○	半固定	○	
真田自治セ	○		○	半固定	○	
健康プラザ	○	○	○	半固定	○	医師会, 合庁近傍
第二中学校	×	○		半固定	○	広域避難場所

現施設の耐震化の状況。

上田市防災会議専門委員会で検討した予備施設の順位

第1順位	第2順位	第3順位
ひとまちげんき・健康プラザ	真田地域自治センター	丸子地域自治センター

(2) 避難場所の開設管理に対応する職員体制の構築

避難場所管理運営担当部局を予め定め、災害発生直後から避難場所開設者ととともに迅速に、管理運営等の職員を配置できる体制を整備します。

**現状：数箇所程度の  
避難所対応体制**

**救援対策班（6課）**

**配置**



**避難所 1**

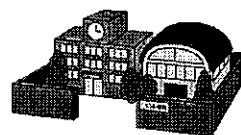
**避難所 2**

**見直し：複数の開設避難所に迅速  
に対応できるよう担当避  
難所をあらかじめ各部に  
割当て**



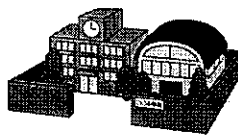
**避難所 1**

**担当：●●部**



**避難所 2**

**担当：●●部**



**避難所 3**

**担当：●●部**

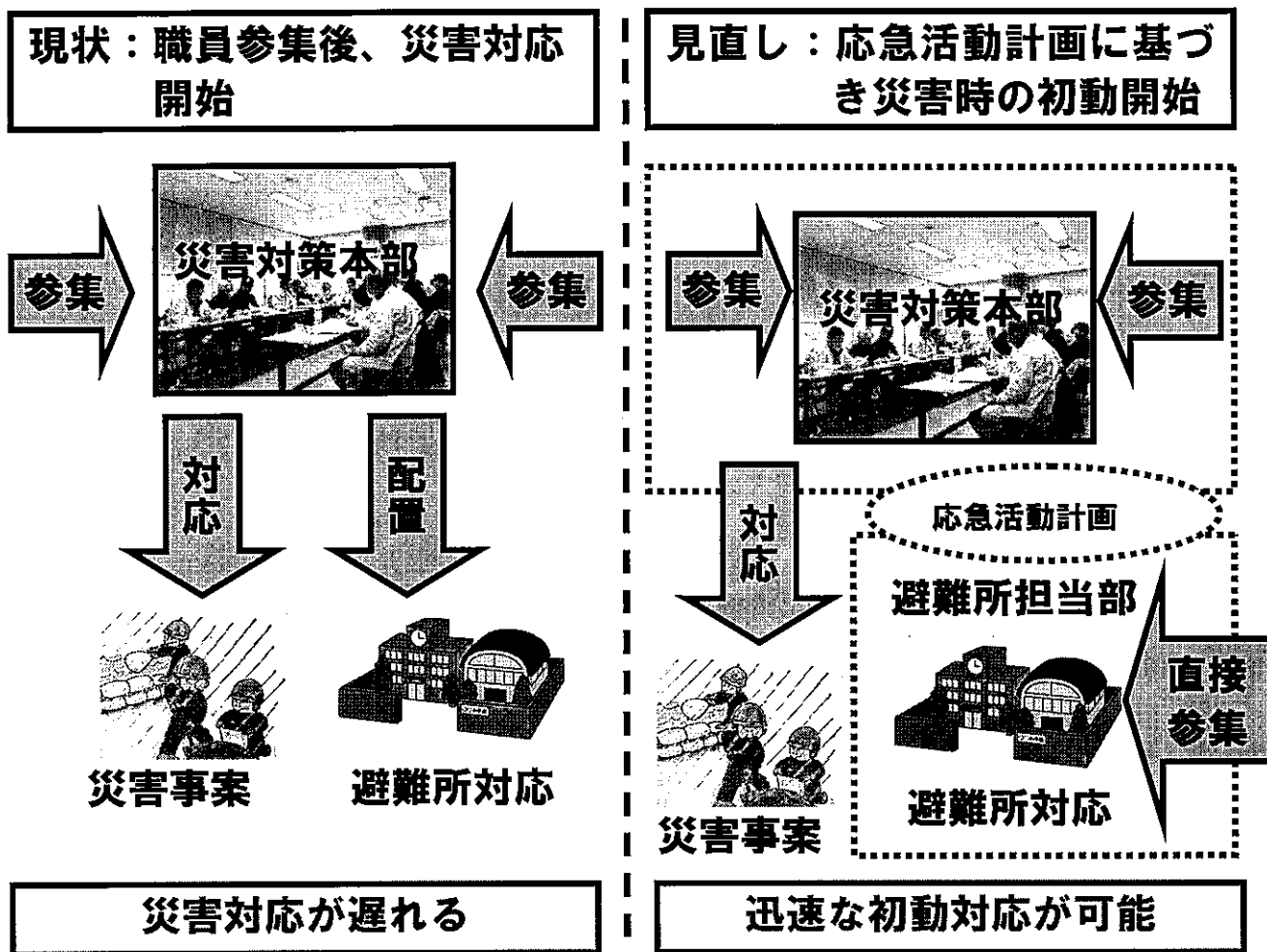


**避難所 4**

**担当：●●部**

(3) 職員の応急活動計画等の整備

① 災害発生直後、災害対策本部体制が確立するまでの間の職員の応急活動対応を明確にします。



上田市地域防災計画（震災対策編）P96

職員の配備区分と発令基準

体制	配備職員	配備基準
準備体制	本庁及び丸子・真田・武石の各地域自治センターの地域振興課の職員並びに住民避難及び森林整備・土地改良・土木関係・上下水道局施設担当課の係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員。 (前記の防災担当課以外の職員については、状況により自宅待機とする。)	(1) 市域で震度3又は4の地震が発生した場合。 (2) 気象庁が東海地域観測情報を発表した場合。 (3) 気象庁が浅間山に係る臨時火山情報を発表した場合。 (4) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表した場合。注意報であっても災害の発生が予想される場合で、危機管理室長が必要と認めたとき。
注意体制 (第1配備)	係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機)	(1) 気象庁が東海地震注意情報を発表した場合。 (2) 気象庁が浅間山に係る緊急火山

体制	配備職員	配備基準
		<p>情報を発表した場合。</p> <p>(3) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。</p> <p>(4) 災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。</p>
警戒体制 (第2配備)	<p>係長以上の全職員及び所属長が指名する職員（配備職員以外は自宅待機）</p> <p>原則として、自分の所属に参集する。 自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁舎又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する。 (避難所開設者、危機管理防災課・地域振興課の職員、部長を除く)</p>	<p>(1) 市域で震度5弱又は5強の地震が発生した場合。</p> <p>(2) 東海地震に係る警戒宣言が発令された場合。(気象庁が東海地震予知情報を発表した場合。)</p> <p>(3) 現に災害が起こっており、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合で、市長が必要と認めたとき。</p>
非常体制 (第3配備)	<p>全職員</p> <p>原則として、自分の所属に参集する。 自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁舎又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する。 (避難所開設者、危機管理防災課・地域振興課の職員、部長を除く)</p>	<p>(1) 市域で震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>(2) 全市域にわたって大災害が発生若しくは発生が予想される状況に至った場合又は局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。</p> <p>(3) 自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想されるとき。(職員の自主判断)</p>

地震や準備の暇が無い大規模災害の発生時に、職員が迅速に初期行動できる「参集体制」を整備します。

災害時には直ちに被害情報を収集し、必要な体制をとって対応に当たらねばなりません。夜間や休日に地震が発生した場合は、本来情報収集等の応急対応に当たるべき職員の職場への参集が困難であったり、多大な時間を要することが想定されるため体制を見直すものです。

(1) 原則として、自分の所属に参集

(2) 自分の所属に参集できない場合

本庁、丸子・真田・武石の地域自治センター等に参集

各自の所属に参集先を連絡し、各所属長の指示を受ける。

避難収容活動は、各対策部ごとに避難場所管理運営を担当し、避難場所開設者と連携を図り、円滑な避難場所運営を行う。救援対策部はその状況把握や情報提供などの統括を行う。

## 2 避難場所開設・運営体制の見直しについて

- ・ 避難場所の開設順と開設基準を設定し周知することにより、災害発生直後の情報が少ないときでも、開設する避難場所をわかるようにします。
- ・ 避難者の多様な生活スタイルを考慮し、災害時の避難所における生活環境の整備を行います。また、円滑に避難所運営ができるようマニュアルの整備を行います。
- ・ 自宅や自動車（車中泊）など避難場所以外で避難生活を送る場合を想定し、避難者の状況や要望等を把握するように見直します。

### ◎見直し内容

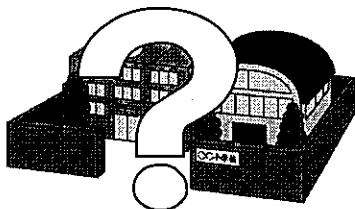
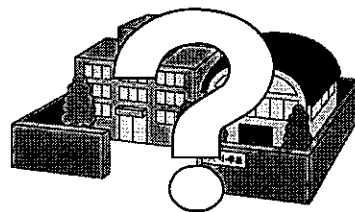
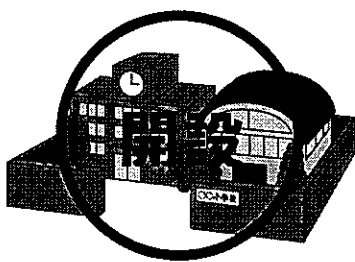
#### (1) 広域避難場所開設のあり方について

安全な避難を確保するために、災害の規模・種別（震災・風水害など）に応じて避難場所を開設することが必要です。「避難地（校庭など）」「避難所（体育館など）」の役割を分けるものとし、震度5弱以上の地震のときには全避難場所を開設し、校庭などの避難地において一時（いつとき）避難を行うものとし、そして、避難所の安全性が確保された段階で避難者を収容・保護します。「開設」とは、施設だけではなく、避難場所全体の開設をいい、校庭や駐車場を含むもので、市が管理するものとし、

震災時の開設基準の他、閉鎖・統合についても定めておくものとし、

風水害時は避難勧告が発令されるため、災害対策本部が開設場所を指定します。

**現状：避難所の開設基準が明確でない。  
どこが開設されているのかがわかりにくい。**



見直し：災害の種別に応じた避難場所を開設する。震災時の開設基準を決めておく。

広域避難場所開設のイメージ

地震

震度5弱以上の地震

地震発生

開設者、避難場所へ参集  
避難者の確認

避難場所の開設  
避難地（校庭・広い駐車場）  
での一時避難

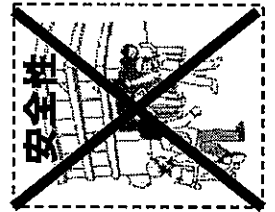
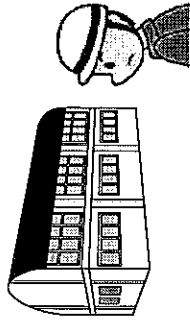
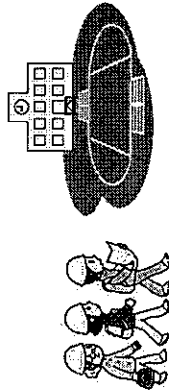
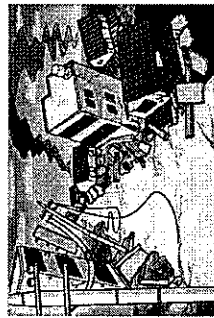
診断士による避難所（施設）の安全性の確認

避難所（施設）の開設

避難者の保護・収容  
安全が確保された避難所  
への移動

震度4以下の地震

市が状況を把握し、広域避難場所の開設を判断



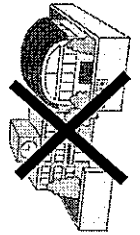
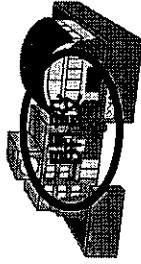
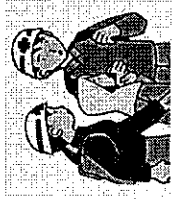
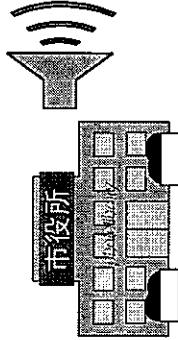
移動

風水害

災害対策本部

災害発生・状況把握

避難勧告等の発令



浸水想定区域の避難場所

●●小学校へ  
避難してください！

開設する避難場所の指定

一次避難場所  
広域避難場所



## (2) 避難場所の円滑な管理運営

災害時の避難場所では、混乱の中で多くの避難者を収容・保護することから、環境改善が難しくなり、トラブルの発生が予想されます。避難場所の運営が円滑に行われるように運営マニュアルを整備するものとします。

避難場所開設者（1施設について近傍の職員2人）と避難場所管理運営担当部は、開設から管理運営に円滑に移行するための十分な引継を行うものとし、情報を漏れなく伝達する必要があります。

行政や施設管理者の支援により、住民が主体となって避難場所を運営する組織の構築を図るものとします。避難所の運営には災害時要援護者や男女双方の視点に配慮するものとします。

女性や子ども、障がい者などの個別ニーズを把握し、災害時の備蓄品の充実を図るものとします。（14節生活必需品の備蓄・調達計画 P43）

## (3) 在宅避難者等の把握

在宅や自動車、テントなどで避難をする人が多数います。

避難場所以外で生活する被災者について、生活の場所、その状況及び要望を、近隣住民、自主防災組織などと連携・協調してその把握に努めるものとします。特に、災害時要援護者の支援については、自主防災組織、民生児童委員、関係機関と連携して情報共有できる体制を構築します。

また、長引く避難生活による健康維持を図るために、適切な健康指導を行い、生活不活発発病の予防に努めるものとします。

## (4) 避難場所の考え方

### ◆ 一次避難場所

各自治会が定めたもので、災害時に地域の自主判断によって開設管理し、一時的に集合・避難する場所です。また、自治会内の安否確認をする場所にもなります。

震災の場合は、自宅近くの広い場所において身の安全の確保を図り、一次避難場所での避難も、施設の安全性が確保されるまでは、避難収容を行いません。

### ◆ 広域避難場所

市が指定する避難場所で、市が開設・管理を行います。

#### ■ 避難地

学校の校庭などが該当します。震災時に一時的に身の安全を確保する場所です。自動車やテント等の設置による中長期の避難利用も想定されます。

#### ■ 避難所

学校や公民館などで、災害時に自宅等で生活が困難な方を仮設住宅等が確保されるまで、一時的に収容・保護する施設です。震災時には、施設の安全が確保されるまで、避難収容を行いません。

# 長野県地域防災計画「原子力災害対策編」の概要

長野県危機管理部

## 第1章 総則

### ○目的

原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、県、市町村、防災関係機関、原子力事業者及び県民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。  
【原子力災害対策特別措置法、災害対策基本法等の関係法令などに基づき対応】

### ○計画の対象とする災害

原子力事業所の事故により放射性物質の拡散若しくは放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるとき。

## 第2章 災害に対する備え

### ○原子力防災に関する知識の普及と啓発

### ○原子力防災に関する訓練の実施

### ○その他応急対策を実施するための体制の整備

## 第3章 災害応急対策

### ○情報の収集・連絡活動

・東京電力株式会社及び中部電力株式会社は、県とあらかじめ定めた通報連絡事項が発生した場合は、速やかに県へ通報連絡。  
また、県は他の原子力事業者との通報連絡体制の整備に努める。

・原発で特定事象が発生した場合、県は、国、所在県、隣接県及び原子力事業者に対し情報提供を要請、又は職員を派遣して情報収集。

・県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、県は、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備。（警戒本部）

### ○災害対策本部の設置

・県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となった場合、災害対策本部を設置する。

### ○モニタリングの実施

・県及び市町村は、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時から環境放射線モニタリングを実施。

・県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときから、県は、測定箇所・頻度を増やして災害時のモニタリングを実施し、結果を県ホームページで公表。

・県は、水道水、下水等汚泥、流通食品、農林畜水産物の放射性能濃度の測定を実施し、結果を県ホームページで公表。

## 第3章 災害応急対策（続き）

### ○健康被害の防止

・県及び市町村は、人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施。

### ○屋内退避、避難誘導等の防護活動

・市町村長は、内閣総理大臣から指示があったとき、若しくは特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を実施するとともに、他の市町村に対し収容先の共与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請。  
県は、避難先及び輸送ルートを整備。

### ○飲料水・飲食物等の摂取制限等

・県は、国の指示がある場合及びモニタリングの結果に基づき、飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、その旨を市町村等に指示。市町村等は必要な措置を実施。

・県は、国の指示等に基づき、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等を自ら行うか、その旨を市町村に指示。

### ○県外からの避難者の受入れ

・県は、必要に応じて緊急的、短期的、中期的（6ヶ月から2年程度）な県外からの避難者の受入れを実施。

・県及び市町村は、県内に避難を希望する避難者に対しては、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援を実施。

## 第4章 災害からの復旧・復興

### ○災害からの復旧・復興

・県及び市町村は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を実施。

・県及び市町村は、風評被害等の未然防止及び影響軽減のため広報活動等を行う。

## 第5章 核燃料物質等輸送事故対策

### ○核燃料物質等の輸送中に係る事故

・原子力事業者、運搬委託者が通報、消火、汚染の拡大防止等の対応を実施。

・警察・消防機関が安全措置を図りながら人命救助、避難誘導、交通規制等を実施。

・その他の対応は原子力発電所事故に関する事項を準用。

広域避難場所の状況及び運営担当部局

資料2-3

No.	地区	広域避難場所	対象自治会	土砂災害	浸水	耐震	運営担当対策部	
1	東部	信州大学繊維学部	踏入、泉町、上常田、中常田、下常田、北常田、材木町、常入			△		
2		上田東高等学校				○		
3		東小学校				○		
4	南部	第二中学校	南天神町、泉平、北天神町、松尾町、鷹匠町、本町、末広町、大手町			△	A部	
5	中央	中央公民館	横町、海野町、原町、袋町、馬場町、田町、丸堀町、木町、北大手町			○		
6		清明小学校				□		
7	北部	北小学校	上川原柳町、下川原柳町、愛宕町、上鍛冶町、鍛冶町、上房山、下房山、柳町、新田、山口、上紺屋町		0.5m未満	○		
8		第三中学校				土石警戒		△
9	西部	西小学校	下紺屋町、鎌原、西脇、新町、諏訪部、生塚、常磐町、緑が丘、新屋、緑が丘北、緑が丘西、城北			○	B部	
10		上田城跡公園体育館 (上田城跡公園含む)				△		
11	城下	城下小学校	小牧、諏訪形、須川、中村、朝日ヶ丘、三好町、御所、中之条、千曲町			□	C部	
12		第四中学校				△		
13		上田千曲高等学校				○		
14		南小学校				○		
15	塩尻小学校	塩尻地区公民館 上田西高等学校	秋和、上塩尻、下塩尻			○	B部	
16	塩尻地区公民館					○		
17	上田西高等学校					2.0m未満		○
18	川辺 泉田	川辺小学校	上田原、川辺町、倉升、神畑、下之条、築地、東築地、半過、福田、吉田			○	C部	
19		上田創造館				土石警戒		○
20		川辺・泉田地区防災センター				○		
21	神川	東京特殊電線(株)トウク会館	大屋、岩下、下青木、みすず台南、みすず台北、上青木、梅が丘、久保林、黒坪、上沢、国分、下堀、上堀、岩門			△	A部	
22		神川地区公民館				0.5m未満		△
23		神川小学校				0.5m未満		○
24		第一中学校				○		
25	神科	神科小学校	畑山、伊勢山、富士見台、神科新屋、野竹、西野竹、笹井、川原、染屋、蛇沢、金井、大久保、長島、金剛寺、住吉が丘			○	D部	
26		第五中学校				□		
27		神科児童センター				○		
28		上田染谷丘高等学校				○		
29	豊殿	豊殿小学校	森、大日本、長入、宮之上、小井田、中吉田、町吉田、ひかり、桜台、下吉田、林之郷、下郷、岩清水、矢沢、赤坂、漆戸			○		
30		農村環境改善センター				○		
31	東塩田	塩田構造改善センター	下組、富士山中組、奈良尾、平井寺、鈴子、石神、柳沢、下之郷、桜			○		
32		東塩田小学校				0.5m未満		△
33		東塩田保育園				0.5m未満		○
34	中塩田	中塩田小学校	下本郷、東五加、五加、上本郷、中野、上小島、下小島、保野、学海南、舞田、八木沢、セレーノ八木沢、八舞、学海北			○	E部	
35		塩田中学校				○		
36		塩田西デイサービスセンター				0.5m未満		△
37		オルガン針(株)中央工場				△		
38	西塩田	塩田の里交流館(とっこ館)	十人、塩田新町、東前山、西前山、手塚、山田、野倉			○		
39		塩田西小学校				0.5m未満		○
40	別所温泉	相染閣(あいそめの湯)	分去、大湯、院内、上手			○		
41	浦里	浦里小学校	仁古田、岡、浦野、越戸、藤之木			0.5m未満	□	
42		川西小学校				□		
43	小泉	第六中学校	小泉			○	F部	
44		川西公民館				○		
45	室賀	室賀基幹集落センター	下室賀、上室賀、ひばりが丘			□		
46		室賀健康増進センター 下室賀コミュニティセンター				○		

○:S57年以降の新設計基準又は旧設計基準でも耐震性あり

□:24年度中に補強又は改築

△:56年以前(旧設計基準)

No.	地区	広域避難場所	対象自治会	土砂災害	浸水	耐震	運営担当対策部
47	西内	西内小学校	西内、平井	急傾警戒		○	G部
48		鹿教湯温泉交流センター (鹿教湯公民館)		急傾警戒		○	
49	東内	東内保育園	萩窪、和子			△	
50	上丸子 中丸子	丸子中学校	下和子、辰ノ口、腰越、三反田、 沢田、海戸、八日町、中丸子、下 丸子、御嶽堂			○	
51		丸子中央小学校		土石警戒		□	
52		丸子修学館高等学校		土石警戒		□	
53	生田 長瀬	丸子北中学校	御嶽堂、飯沼、茂沢、尾野山、上 長瀬、町組、下長瀬			○	
54		丸子北小学校			0.5m未満	○	
55		長瀬市民センター			0.5m未満	△	
56	塩川	塩川小学校	石井、坂井、狐塚、郷仕川原、南 方、藤原田			○	
57	長 (菅平自 治会)	菅平小中学校	菅平			○	H部
58	長 本原	真田中学校	戸沢、つくし、横尾、四日市、荒 井			○	
59	長	長小学校	大日向、角間、横沢、真田、十林 寺、石舟	土石警戒		□	
60	傍陽	傍陽小学校	入軽井沢、岡保、傍陽中組、大 庭、曲尾、萩、田中、下横道、中 横道、上横道、穴沢、三島平	急傾特警戒		○	
61	本原	本原小学校	上原、下郷沢、小玉上郷沢、赤 井、下塚、竹室、中原、表木、大 畑、下原、町原、出早			○	
62	片羽	武石小学校	鳥屋、沖、中島、藪合、七ヶ、片 羽、堀の内、市之瀬、小沢根、余 里			○	I部
63	権現	武石ふれあい教室	下本入、権現、下小寺尾、上小 寺尾、唐沢、築地原、大布施巢 栗、西武			△	

○: S57年以降の新設計基準又は旧設計基準でも耐震性あり  
□: 24年度中に補強又は改築  
△: 56年以前(旧設計基準)